

龍ヶ崎地方塵芥処理組合女性の職業生活における活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

龍ヶ崎地方塵芥処理組合女性の職業生活における活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条の規定に基づく特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年10月1日から令和5年9月30日までの2年間とする。

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条の規定に基づき、龍ヶ崎地方塵芥処理組合（以下「組合」という。）の、女性の職業生活における活躍の推進に関する状況を把握（別添参照）し、改善すべき事情について分析した。

組合では、現在、近隣の一部事務組合との統合（複合化）を検討しており、統合後の新たな組合の組織機構を念頭においた人事管理を行っていく必要があることに留意しつつ、分析の結果を踏まえ次のとおり目標を設定する。

(1) 令和4年度中に、育児休業を必要とする職員が発生した場合は、5日以上取得した職員の割合を100%以上にする。

(2) 令和4年度中に、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を必要とする職員が発生した場合は合計5日以上取得した男性職員・女性職員ともに割合を、100%にする。

(3) 令和4年度中に、年次有給休暇を14日以上取得した職員の割合を、令和2年度実績94.4%から100%にする。

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及び実施時期

2で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 総務課は、令和3年度中に、育児休業並びに配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の制度を取りまとめた資料を作成し、職員に配布、制度を周知する。

(2) 業務分担の見直し及び人員配置の見直しを行い、職員の年次休暇の取得日数の平準化を図る。

(3) 総務課は、令和3年度中に、セクシャルハラスメント等の具体事例を取りまとめた資料を作成し、職員に配布、注意喚起する。

(4) 離職率を上昇させないために、毎月1回行っている上司と部下との面談

(龍ヶ崎地方塵芥処理組合職員人事評価実施要綱(平成23年龍ヶ崎地方塵芥処理組合訓令第1号)第12条に掲げる面談をいう。)を活用し、相談しやすい体制の構築を図る。

(5) 課長等は、超過勤務の実施(命令)に当たっては、自身も含めた職員間に負担の偏りが生じないように配慮する。